

大田区子ども・子育て会議の専門部会の設置について

1 設置目的

こども基本法に基づく「こども大綱」や次元の異なる少子化対策となる「こども未来戦略」が閣議決定されるなど、こども・子育て政策は大きな転換期を迎えている。

こども・子育てに係る課題やニーズが多様化・複雑化する中で、子ども・子育て会議において、特定のテーマについて専門的かつ綿密な議論が必要となる場合に、専門部会を設置できるようにする。

2 設置方法

子ども・子育て会議の議決により、専門部会を設置する。また、専門部会の委員は、会長が決定する。

なお、専門部会で議論するテーマに応じて、専門家や当事者・関係者を臨時委員として委嘱することができるものとする。

3 その他

大田区子ども・子育て会議条例に専門部会の設置について規定する必要があるため、条例改正の手続きを進める。